



千葉労働局発表  
平成29年10月31日

報道関係者各位

【照会先】

千葉労働局労働基準部監督課  
課長 堀内 利男  
主任監察監督官 花坂 泰秀  
電話 043-221-2304

## 千葉労働局長による「ベストプラクティス企業」への職場訪問

～11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためのキャンペーンやシンポジウムなどの取組を行っています。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

千葉労働局においては「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた重点的な監督指導を実施することはもとより、ベストプラクティス企業（長時間労働の削減に向けた積極的な取組を行っている企業）を労働局長が訪問し、その取組み状況を確認の上、広く紹介いたします。

また、「過労死等防止対策推進シンポジウム」は全国48会場で行われますが、千葉会場は下記のとおり開催されます。（詳細は別添のチラシを参照ください。）

### ○ 「ベストプラクティス企業」への労働局長訪問

セイコーインスツル株式会社

千葉市美浜区中瀬1-8

（訪問日時）平成29年11月13日（月）10:00～

※ 同行取材可能ですので、照会先までお問合せ願います。

### ○ 過労死等防止対策推進シンポジウム（千葉会場）

（日時）平成29年11月18日（土）14:00～16:30

（会場）ホテルプラザ菜の花

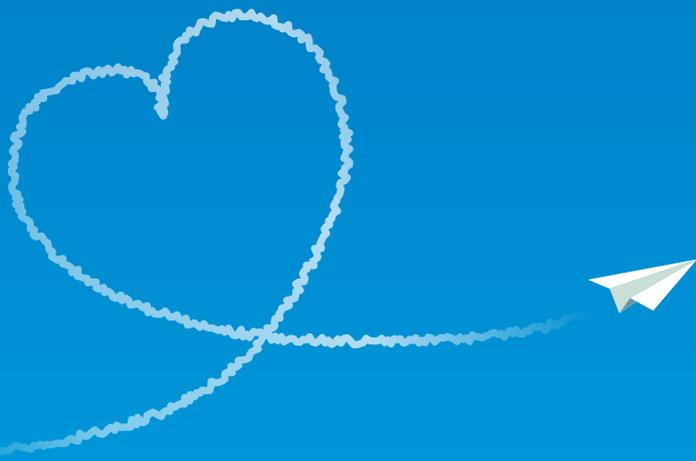
千葉市中央区長洲1-8-1

（定員）180名

※「過労死等」とは…業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

# 千葉会場

過労死をゼロにし、  
健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

# 過労死等防止対策 シンポジウム 推進

日時

平成29年11月18日(土)  
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

ホテルプラザ菜の花  
(千葉県千葉市中央区長洲1-8-1)

参加  
無料

[定員] 180名



主催：厚生労働省 後援：千葉県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

千葉産業保健総合支援センター、千葉県労働基準協会連合会、連合千葉、千葉労連、いのちと健康を守る千葉県センター、  
千葉労災職業病対策連絡会、千葉土建、千葉過労死弁護団、千葉労働弁護団、千葉経営者協会

